

後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書

政府は2008年4月から、75才以上を対象に新たな後期高齢者医療制度を実施しようとしています。

この制度は、これまで保険料負担のなかった扶養家族を含めて、75才以上全ての高齢者から初年度平均月額で6,200円の保険料を徴収することや、月額1万5,000円以上の年金受給者からは年金から天引きで保険料を徴収すること、保険料滞納者は保険証を取り上げ窓口で全額負担させること、さらには75才以上を対象に別建ての診療報酬を設定し高齢者に差別医療を強いることなど多くの問題点が含まれています。

こうした中で、後期高齢者医療制度について、高齢者から先行き不安の声が多く出されています。

よって、2008年4月実施予定の後期高齢者医療制度については、問題が多いと考えられることから見直しをするべく、中止・撤回するよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成19年12月18日

岩手県奥州市議会

衆議院議長 様、参議院議長 様、内閣総理大臣 様、総務大臣 様、財務大臣 様、厚生労働大臣 様

教育予算の拡充及び教職員定数の改善を求める意見書

子どもたちに豊かな教育を保障することは社会の基盤づくりにとって極めて重要なことです。現在、多くの都道府県で児童生徒の実態に応じ、きめ細かな対応ができるようにするために、少人数教育が実施されており、保護者や子どもたちから大変有益であるとされています。

しかし、義務教育費国庫負担金の負担割合が2分の1から3分の1に縮小されたことや、地方交付税削減の影響、厳しい地方財政の状況などから、自治体独自で少人数教育を推進することには限界があり、学校施設などを含めて教育条件の地域間格差もひろがりつつあります。一方、就学援助受給者の増大に現れているように、低所得者層の拡大・固定化がすすんでいます。

このように、自治体の財政力や保護者の家計の違いによって、子どもたちが受ける教育水準に格差があってはなりません。教育は未来への先行投資であり、国は子どもたちがどこに生まれ育ったとしても、ひとしく良質な教育が受けられるという教育の機会均等を保障しなければならず、教育予算を国全体としてしっかりと確保・充実させる必要があります。

よって、このような理由から教育予算の拡充と教職員定数の改善のため、下記の事項の実現について、強く要望いたします。

記

- 1 きめ細やかな教育の実現のために、義務制第8次・高校第7次教職員定数改善計画を実施することとあわせて、30人以下学級の実現を図ること。
- 2 教育にかかる費用の保護者負担を軽減するための措置を講ずること。また、就学援助や奨学金制度の充実を図ること。
- 3 子どもたちに安心・安全な学校生活を保障し、また学びの多様化に応じた学校施設となるように、学校施設整備費を含む教育予算の充実を図るために、地方交付税を含む国の予算を拡充すること。
- 4 教職員の人材を確保するために、教職員給与の財源を確保・充実すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成19年12月18日

岩手県奥州市議会

衆議院議長 様、参議院議長 様、内閣総理大臣 様、総務大臣 様、財務大臣 様、文部科学大臣 様